高岡市訪問型サービスＤ事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第１条　この要綱は、高齢者が住み慣れた地域において可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、高齢者の外出する機会を確保するため、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、高岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第４条第１号ア(ｴ)に規定する訪問型サービスＤ事業（以下「通所型サービスＤ」という。）を行う団体に対し、高岡市訪問型サービスＤ事業費補助金を交付することについて、高岡市補助金等交付規則（平成17年規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第２条　補助金の交付の対象となる団体は、次の各号の要件をすべて満たす団体とする。

(1)　訪問型サービスＤの実施場所が、高岡市内であること。

(2)　高岡市内で活動を行う、次のアからウまでのいずれかに該当する団体であること。

ア　社会福祉法人

イ　特定非営利活動法人

ウ　地域住民が主体となり地域に根ざした活動を行っている団体で、市長が適当と認める団体

(3)　営利活動、政治活動、宗教活動又は法令若しくは公序良俗に反する活動を行わ　　 ないこと。

（4） 市から訪問型サービスＤの実施に係る他の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象事業)

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、訪問型サービスＤのうち、実施要綱第４条第１号イ（ｳ）に規定する通所型サービスＢへの送迎の取組とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第４条　補助対象経費及び補助金の額は、別表１に定めるところによる。

 (交付の申請)

第５条　補助金の交付申請をしようとする団体（以下「申請者」という。）は、高岡市訪問型サービスＤ事業費補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　収支予算書

(2)　事業計画書

(3)　その他市長が特に必要と定める書類

（交付の決定）

第６条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

（決定の通知）

第７条　市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、高岡市訪問型サービスＤ事業費補助金交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前条の審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第８条　前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた申請者（以下「補助団体」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後において、補助対象事業の内容若しくは予算の変更又は補助対象事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、高岡市訪問型サービスＤ事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第３号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

２　市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、高岡市訪問型サービスＤ事業費補助金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第４号）により補助団体に通知しなければならない。

 (実績報告)

第９条　補助団体は補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の廃止の承認を受けたとき時を含む。）は、速やかに高岡市訪問型サービスＤ事業費補助金実績報告書（様式第５号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　収支決算書

(2)　事業報告書

(補助金の額の確定)

第10条　市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、高岡市訪問型サービスＤ事業費補助金確定通知書（様式第６号）により補助団体に通知する。

(補助金の交付等)

第11条　前条の規定による通知を受けた補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書(様式第７号) 市長に提出しなければならない。

２　市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず第７条の規定による通知に係る金額の範囲内で、補助団体の請求に基づき、概算払により補助金を交付することができる。

３　前項の概算払を受けようとする補助団体は、概算払請求書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

４　市長は、概算払を行った補助金について、前条の規定により確定した補助金の額をもって当該補助金の精算を行い、不足があるときはその請求及び交付については第１項及び次条の規定を準用し、過払いがあるときは速やかにその額を戻入させるものとする。

（補助金の交付）

第12条　市長は、前条第１項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

（関係書類の整備等）

第13条　補助団体は、補助対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して５年間これを保管しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条　市長は、規則第17条に基づき、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　前項の規定は、第10条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

（補助金の返還）

第15条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

２　市長は、第10条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（報告、検査及び指示）

第16条　市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行上必要な指示をし、又は第13条の帳簿その他関係書類について検査することができる。

（補助金の流用の禁止）

第17条　補助事業者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

 (その他)

第18条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（要綱の失効）

２　この要綱は、令和８年３月31日限り、その効力を失う。

３　前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者にかかる規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表１(第４条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金の額 |
| 送迎の調整、準備、実施に係る通信費 | 送迎１往復あたり1,000円 |
| 送迎の調整、準備、実施に係る消耗品費 | 送迎１往復あたり1,000円 |
| 送迎車両に係る任意保険料（補助団体が加入するものに限り、運転手、車両の所有者等個人が加入する保険には適用しない） | 送迎１往復あたり1,600円 |

　　※補助金の額は、上記を合算した金額とする。

様式第１号（第５条関係）

年　月　日

高岡市長　あて

団体名

代表者氏名

年度高岡市訪問型サービスＤ事業費補助金交付申請書

　　年度高岡市訪問型サービスＤ事業費補助金の交付を受けたいので、高岡市訪問型サービスＤ事業費補助金交付要綱第５条の規定により、次のとおり申請します。

記

１　交付申請額　　　　　金　　　　　　　円

２　添付書類

・収支予算書（別紙１）

・事業計画書（別紙２）

・会社の全部事項証明書（任意団体の場合は会則等）

・業務従事者名簿

※従業員名簿は、内容が確認できるものであれば様式は問わない。

別紙１

収　支　予　算　書

（収入）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 金　　額（円） | 内　　訳 |
| 市補助金 |  |  |
| その他 |  |  |
| 計 |  |  |

（支出）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 金　　額（円） | 内　　訳 |
| 通信費 |  |  |
| 消耗品費 |  |  |
| 保険料 |  |  |
| 計 |  |  |

別紙２

事　業　計　画　書

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者の氏名・連絡先 |  |
| サービス開始の予定年月日 | 年　　月　　日 |
| 利用予定者数 | 　　　　　　　　　　　　　人 |
| 従事者数 | 　　　　　　　　　　　　　人 |
| 実施回数（予定） | 　　　　　　　回 |

様式第２号（第７条関係）

第　　　号

　　様

高岡市長　　　　　　　　印

高岡市訪問型サービスＤ事業費補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった　　　　高岡市訪問型サービスＤ事業費補助金については、高岡市訪問型サービスＤ事業費補助金交付要綱第　７条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

　年　　月　　日

高岡市長　　　　　　　　印

１　補助金の額　　　　　　金　　　　　　　　　円

２　補助金の交付の条件

（1）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、市長の承認を受けること。

（2）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに市長の承認を受けること。

（3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

様式第３号（第８条関係）

年　月　日

高岡市長　あて

団体名

代表者氏名

高岡市訪問型サービスＤ事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

　　年　　月　　日付け　　　　　　第　　号で交付決定のあった　　年度　高岡市訪問型サービスＤ事業について、次のとおり補助事業等を変更(中止・廃止)したいので、高岡市訪問型サービスＤ事業費補助金交付要綱第８条の規定により申請します。

記

１　変更の内容

２　変更（中止・廃止）の理由

３　変更（中止・廃止）予定年月日　　　　　　年　　月　　日

４　添付書類

様式第４号（第８条関係）

　第　号

年　月　日

　様

高岡市長　　　　　　　　印

高岡市訪問型サービスＤ事業費補助金変更（中止・廃止）承認通知書

年　　月　　日付けで変更（中止・廃止）申請のあった　　　　高岡市訪問型サービスＤ事業費補助金については、高岡市訪問型サービスＤ事業費補助金交付要綱第８条の規定により、次のとおり承認することに決定したので通知します。

１　補助金の変更（中止・廃止）の承認内容

２　補助金の変更（中止・廃止）の条件

様式第５号（第９条関係）

高岡市長　あて

団体名

代表者氏名

高岡市訪問型サービスＤ事業実績報告書

年　　月　　日付け　　　　　　第　　　号で交付決定のあった　　　年度高岡市訪問型サービスＤ事業について、補助事業が完了したので、高岡市訪問型サービスＤ事業費補助金交付要綱第９条の規定により、次のとおり報告します。

１　補助事業の完了年月日　　　　　　　年　　月　　日

２　補助金の交付決定額　　　　　　金　　　　　　　　　　円

３　補助対象経費の予算額　　　　　金　　　　　　　　　　円

４　補助対象経費の実績額　　　　　金　　　　　　　　　　円

５　事業の成果

別紙のとおり

別紙１

収　支　決　算　書

（収入）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 金　　額（円） | 内　　訳 |
| 市補助金 |  |  |
| その他 |  |  |
| 計 |  |  |

（支出）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 金　　額（円） | 内　　訳 |
| 通信費 |  |  |
| 消耗品費 |  |  |
| 保険料 |  |  |
| 計 |  |  |

別紙２

事業報告書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 月 | 延べ利用人数 | 実施回数 | 主な運行先 | 備考 |
| ４ |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |
| １０ |  |  |  |  |
| １１ |  |  |  |  |
| １２ |  |  |  |  |
| １ |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |

※利用者名簿等、名前や支援度等の分かるものを添付すること。

利用調整にあたって管理している名簿等、様式は問わない。

様式第６号（第10条関係）

第　号

年　月　日

　様

高岡市長　　　　　　　　印

高岡市訪問型サービスＤ事業費補助金確定通知書

年　　月　　日付け　　　　　　第　　　号で交付決定した　　　　年度高岡市訪問型サービスＤ事業費補助金については、　　年　月　日付け高岡市訪問型サービスＤ事業実績報告書に基づき審査した結果、次のとおり補助金の額を確定したので、高岡市訪問型サービスＤ事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

(なお、要返納額については、　　年　　月　　日まで返還することを命じます。)

　　　　　　年　　月　　日

高岡市長　　　　　　　　　印

１　補助金の確定額　　　　　　　　　金　　　　　　　　　円

２　補助金の決定通知済額　　　　　　金　　　　　　　　　円

３　補助金の追加交付額　　　　　　　金　　　　　　　　　円

　　（又は要返納額）

様式第７号（第11条関係）

高岡市長　あて

団体名

代表者氏名

請求書

年　　月　　日付け　　　　第　　　号で確定通知のあった　　　年度高岡市訪問型サービスＤ事業費補助金を交付されたく、次のとおり請求します。

請求額　　　金　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 振込先 | 金融機関名及び本・支店名 | 　　　　　　　　　　銀行･信用金庫･信用組合･農協　　　　　　　　　　本店･支店･出張所 |
| 預金の種類及び口座番号 | 普　通口座番号当　座 |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |

様式第８号（第11条関係）

高岡市長　あて

団体名

代表者氏名

概算払請求書

年　　月　　日付け　　　　第　　　号で交付決定のあった　　　年度高岡市訪問型サービスＤ事業費補助金について、概算払により交付されたく、次のとおり請求します。

　　　　　　　　　　請求額　　金　　　　　　　　　円

２　振込先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 振込先 | 金融機関名及び本・支店名 | 　　　　　　　　　　銀行･信用金庫･信用組合･農協　　　　　　　　　　本店･支店･出張所 |
| 預金の種類及び口座番号 | 普　通口座番号当　座 |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |